

第109号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立農村環境改善センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立農村環境改善センター

2 指定管理者

神戸市北区道場町塩田1454番地の2

神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会

会長 山下 政司

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

理 由

神戸市立農村環境改善センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立農村環境改善センターの指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立農村環境改善センター

2. 指定管理者

神戸市立農村環境改善センター管理運営協議会

代表者 会長 山下 政司

住 所 神戸市北区道場町塩田 1454 番地の 2

3. 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

4. 債務負担行為

期間：令和元年度～令和 6 年度 限度額：42,000 千円

5. 令和 2 年度予定額 8,390 千円

(令和元年度指定管理料 7,952 千円)

6. 選定までのスケジュール

指定管理者選定評価委員会 令和元年 10 月 3 日 (木)

7. 選定理由

神戸市の公の施設の指定管理者制度運用指針において、「地域に密着した施設で地域人材を活用する場合」については、指定管理者の選定について公募によらず指定することができる」とされている。

上記団体は、自治会を中心に地域の主要な団体の役員により組織された団体であり、当センターの設置目的である住民相互の交流及び地域活動の振興を図るための事業を適切に執行し、より密着した施設づくりを目指すことができると認められるため、経済観光局指定管理者選定評価委員会において指定管理者としての業務執行能力を有するものとして選定した。

〔施設の概要〕

- (1) 設立経緯 農業者等の教養及び文化の向上並びに健康の増進を図る場を提供することにより、住民相互の交流及び地域活動の振興に資することを目的とする
- (2) 所在地 北区道場町塩田 1454 番地の 2
- (3) 開設時期 昭和 60 年 9 月
- (4) 施設の内容 事務室、多目的ホール研修室、農産加工室等

- (5) 施設の規模
- ・敷地面積 7,745 m²
 - ・延床面積 1,198 m²
 - ・構造 鉄筋コンクリート造屋根一部鉄骨造一階建
- (6) 開館時間 午前9時～午後5時（時間外は午後9時まで）
- (7) 休館日 火曜日（休日の場合は、翌日以降で休日でない最初の日）
年末年始（12月28日から1月4日まで）